

令和元年6回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和元年6月25日(火)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時45分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野 澤 明 廣	出	11	内 田 平 三	出
2	石 澤 清 治	出	12	坂 本 和 彦	出
3	八 木 秀 雄	出		坂 本 規 男	出
4	柴 崎 高 志	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		加 藤 和 明	出
6	新 井 一 弘	出		須 賀 正 光	出
7	小 和 瀬 守	欠		野 口 秀 明	出
8	竹 澤 國 雄	出		吉 田 一 行	出
9	小 野 田 房 良	出		關 谷 利 男	出
10	中 嶋 安 男	出		小 淵 美 喜 夫	出

議事参与者

職 員

局 長 大野芳春
 次 長 清水周二
 書 記 加々美君代
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和元年第6回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、小和瀬守委員から欠席の旨の通告がありましたので御報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和元年第6回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第49号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について。</p> <p>日程第3、議案第50号から議案第51号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第52号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは竹澤國雄委員と小野田房良委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第49号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第49号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に所有権に基づいた農地転用の許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。</p> <p>それでは、議案第49号につきまして、御説明申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地は、平成〇年〇月〇日に(当初事業計画者)さんが、自己用住宅敷地として許可を得ております。許可を得たものの、家庭状況の変化により計画がなくなったため農地のままでした。今回の申請は、息子さんである(継承者)さんが自己用住宅を建築したい、とする内容の計画変更の承認を求めるものです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第4条第6項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第4条第6項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>坂本委員。</p>

発 言 者	内 容
坂本推進委員	<p>21日に柴崎委員と現地を確認してきましたところ、現状は前回の申請の関係と思われるのですが、草が少し生えていますがきれいに管理されていました。周りの立地的には、国道の端でありますので、申請内容について問題はないかと思えます。よろしく御審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第49号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第3、議案第50号から議案第51号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第50号について事務局の説明を求めます。 議案書の2ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第50号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>先ほどの議案第49号で御審議いただきました農地が、今回の申請地となります。申請地は、(譲渡人)さんの自己用住宅の計画がなくなり、農地のままでした。譲受人であり、(譲渡人)さんの息子さんである(譲受人)さんは現在、妻の実家に同居しており手狭に感じていたため、自己用住宅の建築を計画していました。そこで、以前許可を得てそのままでした申請地を借り受け、自己用住宅を建築したいということになり、計画変更と併せて、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。 坂本委員。</p>
坂本推進委員	<p>先ほど申し上げたとおり問題ないと思えます。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第50号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 50 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 51 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 51 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>日当たりが良く、太陽光発電事業に適したところで、周辺の土地も検討した結果、申請地を所有者から譲ってもらえることになり、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎委員	<p>21 日に坂本委員さんと一緒に現地確認に行きました。南側には工場があります。現地は保全管理されております。特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 51 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 51 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 52 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 52 号につきまして事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 52 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 8 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 15 人です。</p> <p>合計 34 筆で、48,529 ㎡、そのうち、田が 16 筆で 19,504 ㎡、畑が 18 筆で 29,025 ㎡となっ</p>

発 言 者	内 容
	<p>ております。</p>
	<p>なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 52 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 52 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。</p>
議長	<p>委員さんから、何かありますか。 (委員からなしの声)</p>
議長 事務局長	<p>事務局から、何かありますか。 事務局から 1 点、御連絡をいたします。</p>
議長	<p>次回の総会ですが、7 月 25 日木曜日の午後 4 時 00 分からでお願いいたします。繰り返します。7 月 25 日木曜日の午後 4 時 00 分からでお願いいたします。</p>
議長	<p>以上、よろしくをお願いいたします。 それでは他に無いようですので、令和元年第 6 回総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>御協力ありがとうございました。 (起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p style="text-align: center;">竹澤國雄委員 小野田房良委員</p> <p style="text-align: right;">以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">令和元年6月25日</p> <p style="text-align: center;"> 議 長 室 岡 重 雄 ----- 委 員 竹 澤 國 雄 ----- 委 員 小 野 田 房 良 ----- </p>